

東部海域におけるアサリの出荷自主規制について

1 要旨・目的

東部海域のアサリから規制値を超える貝毒が検出されたため、アサリの出荷自主規制について報告する。

※ 貝毒とは、二枚貝が餌として有毒プランクトンを取り込み、貝の体内に毒素を一時的に蓄積し、この二枚貝を食べた人が麻痺性又は下痢性の症状を起こすもの。

2 現状

令和7年4月23日（水）の貝毒検査の結果、東部海域で採取したアサリから、国が定めた規制値（4 MU/g）を超える麻痺性貝毒が検出されたため、貝毒対策実施要領（平成2年5月22日制定）に基づき、同日付けで東部海域におけるアサリの出荷自主規制を要請し、採取も中止している。

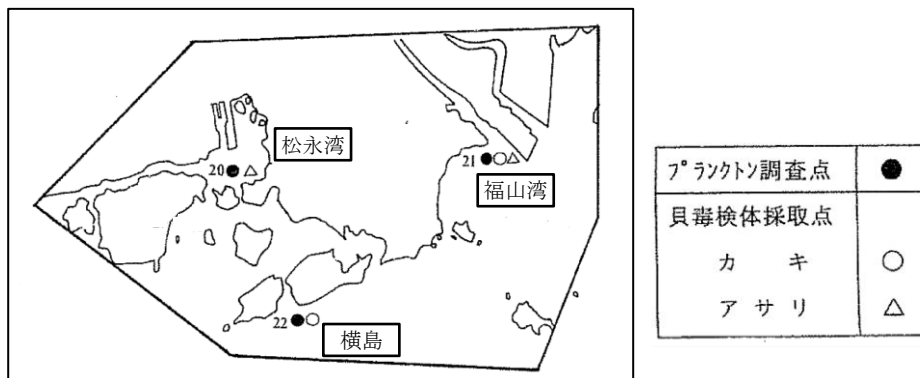
広島県では、平成4年4月に初めて国の規制値を超える麻痺性貝毒が検出され、平成5年以降もほぼ毎年発生していたが、平成24年5月の発生後、検出されておらず、13年ぶりの発生となった。

※ MU（マウスユニット）とは、体重20gのマウスが15分で死ぬ毒量

3 概要

(1) 規制対象海域

広島県東部海域



(2) 県の対応

ア 広島県漁業協同組合連合会会長に対し、東部海域のアサリの出荷を自主規制すること、また、自主規制が解除されるまでの間、アサリの採取を行わないことを指導した。

イ 生産者以外の採取や摂食等による事故発生を防止するため、県民に周知した。

ウ 規制を要請後、貝毒検査及び有毒プランクトン調査を週に1回実施し、次のいずれかに該当する場合は、判定会議を経て、出荷自主規制を解除する。

- ・ 3回連続して4 MU/g 以下となった場合
- ・ 2 MU/g 以下となった場合（毒化のおそれなくなった場合）

(3) 規制開始日以降の貝毒検査及び有毒プランクトン調査結果

表のとおり、5月13日現在、規制後の検査でアサリのみ2 MU/gを超える貝毒が検出されているため、規制は継続中。

採取地点	東部海域のアサリの貝毒検査結果 (MU/g)			有毒プランクトン調査結果 (細胞数/ml)	
	検査日			検査日	
	4/23	5/1	5/8	4/30	5/7
福山湾	13.20	2.18	11.12	0.33	0.41
松永湾	ND	ND	1.89	0	0.03
横島	—	—	—	0	1.01

※ 横島はアサリの検査を実施していない。カキの検査結果はすべてND。

※ ND (NotDetected) : 不検出

(4) 健康被害の状況

令和7年5月13日現在、健康被害の報告は受けていない。

4 その他（関連情報等）

県のホームページ「貝毒発生状況」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/88/kaidoku.html>